

福智町内飲食サービス事業者支援事業 実施要綱

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている町内の飲食サービス事業者に対し、支援金を支給します。

2. 対象者

福智町内で飲食サービス業を営む事業者で次の条件をみたすもの

- (1) 国の持続化給付金又は福岡県の持続化緊急支援金の給付を受けた事業者
- (2) 福智町暴力団排除条例に規定する暴力団等の反社会的勢力に該当せず、かつ、関係を有する事業者でないこと
- (3) その他町長が認める事業者

※個人事業主に限り、確定申告の納税地が福智町である事業者は対象となります。

※本事業は「町内事業者支援事業」と重複申請が可能です。

3. 給付額

対 象	給付額
(1) 国の持続化給付金受給者 ※法人・個人の別なし	20 万円
(2) 福岡県持続化緊急支援金受給者 ※法人・個人の別なし	10 万円

※町内に事業所が複数存在する場合でも上限額は増額しません。

※給付の区分にかかわらず、1 事業所 1 回限りの給付です。但し、県の支援金受給後に国の給付を受けた場合は差額分の追加支給が可能です。

4. 申請方法・提出書類

以下の申請書類をまとめて、福智町商工会へ[郵送にて](#)提出してください。

- (1) 福智町内飲食サービス事業者支援金交付申請書（別紙様式第 1 号）
- (2) 国又は県の給付通知書の写し
- (3) 飲食店営業許可証の写し
- (4) その他、町長が必要とする書類

5. 申請期間

令和 2 年 7 月 1 日（水）から令和 2 年 9 月 30 日（水）まで

※令和 2 年 9 月 30 日（水）までの消印有効

6. 申請書提出先

〒822-1101 福智町赤池 968 福智町商工会 宛て

※封筒に「福智町内飲食サービス事業者支援金申請書 在中」と記入してください。

7. 申請後の流れ

申請された書類を審査し、不明な点等があれば連絡させていただきます。また、申請内容に不備がなければ2週間程度で指定された銀行口座に振込を行います。

なお、確認が終了した際には、交付決定通知書（不交付の場合には不交付決定通知書）を発送いたします。

8. 不正受給等

申請された書類等について不審な点がみられる場合、調査を行うことがあります。また、調査の結果によって不正受給と判断した場合、給付金の返還を求める場合があります。

9. 問い合わせ先

福智町商工会 0947-28-5055

福智町 まちづくり総合政策課 0947-22-7766